

平成 27 年第 3 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	認定第 1 号
議 案 名	平成 26 年度安城市一般会計歳入歳出決算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	認定第 2 号 ～ 認定第 9 号
議 案 名	平成 26 年度安城市特別会計歳入歳出決算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 下水道事業 農業集落排水事業 安城 桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 8 会計 資料別添
議 案 番 号	認定第 10 号
議 案 名	平成 26 年度安城市水道事業会計決算について
摘 要	資料別添

内 容																						
議 案 番 号	第 6 4 号議案																					
議 案 名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について																					
摘 要	<p>安城市特別養護老人ホーム設置運営者選考委員会の設置に伴うもの</p> <p>附属機関に安城市特別養護老人ホーム設置運営者選考委員会を加える。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>																					
議 案 番 号	第 6 5 号議案																					
議 案 名	安城市個人情報保護条例及び安城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について																					
摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるもの</p> <p>1 安城市個人情報保護条例の一部改正 (1) 特定個人情報の保護措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特定個人情報（情報提供等記録を除く。）</th> <th>特定個人情報（情報提供等記録に限る。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的外利用</td> <td>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除き、目的外利用を禁止する。</td> <td>目的外利用を禁止する。</td> </tr> <tr> <td>提供の制限</td> <td>番号法第 1 9 条各号に規定する場合に提供できる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示請求者等</td> <td>本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。</td> <td>本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。※利用停止請求は認めない。</td> </tr> <tr> <td>利用停止請求に係る条件</td> <td>次の場合に利用停止の請求を認める。 (1) 目的外利用制限違反 (2) 収集制限・保管制限違反 (3) ファイル作成制限違反 (4) 提供制限違反</td> <td>利用停止請求を認めない。</td> </tr> <tr> <td>他の法令等による開示の実施との調整</td> <td>他の法令により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訂正の通知先</td> <td>—</td> <td>訂正した場合に総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	特定個人情報（情報提供等記録に限る。）	目的外利用	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除き、目的外利用を禁止する。	目的外利用を禁止する。	提供の制限	番号法第 1 9 条各号に規定する場合に提供できる。		開示請求者等	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。※利用停止請求は認めない。	利用停止請求に係る条件	次の場合に利用停止の請求を認める。 (1) 目的外利用制限違反 (2) 収集制限・保管制限違反 (3) ファイル作成制限違反 (4) 提供制限違反	利用停止請求を認めない。	他の法令等による開示の実施との調整	他の法令により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。		訂正の通知先	—	訂正した場合に総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する。
項目	特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	特定個人情報（情報提供等記録に限る。）																				
目的外利用	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除き、目的外利用を禁止する。	目的外利用を禁止する。																				
提供の制限	番号法第 1 9 条各号に規定する場合に提供できる。																					
開示請求者等	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。※利用停止請求は認めない。																				
利用停止請求に係る条件	次の場合に利用停止の請求を認める。 (1) 目的外利用制限違反 (2) 収集制限・保管制限違反 (3) ファイル作成制限違反 (4) 提供制限違反	利用停止請求を認めない。																				
他の法令等による開示の実施との調整	他の法令により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。																					
訂正の通知先	—	訂正した場合に総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する。																				

摘 要	<p>(2) その他規定の整理  ア 安城市情報公開条例に規定する公文書の定義を引用する。  イ 訂正請求等に係る手続について、訂正請求及び利用停止請求に分けて規定する。</p> <p>2 安城市情報公開条例の一部改正  公文書の定義の見直し</p> <p>(施行日)  (1) 次の(2)及び(3)以外の部分の改正 平成27年10月5日  (2) 特定個人情報(情報提供等記録を除く。)のうち、目的外利用及び開示請求者等に係る部分の改正 平成28年1月1日  (3) 特定個人情報(情報提供等記録に限る。)に係る部分の改正 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日</p>
	<p>議案番号 第66号議案</p>
議案名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>市長部局における業務量の増加に伴うもの</p> <p>職員定数の変更</p> <p>1 市長の事務部局の職員 861人 → 866人(5人増)</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 151人 → 146人(5人減)</p> <p>(施行日)  平成27年10月1日</p>
	<p>議案番号 第67号議案</p>
議案名	安城市職員の再任用に関する条例及び安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の改正に伴うもの</p> <p>1 安城市職員の再任用に関する条例の一部改正  引用している法律の規定の変更  地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号 → 厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号</p> <p>2 安城市職員退職手当支給条例の一部改正  引用している法律の規定の変更  地方公務員等共済組合法第84条第2項 → 厚生年金保険法第47条第2項</p> <p>(施行日)  平成27年10月1日</p>
	<p>議案番号 第67号議案</p>
議案名	安城市職員の再任用に関する条例及び安城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

内 容	
議 案 番 号	第 6 8 号議案
議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の改正に伴うもの</p> <p>1 次に掲げるカードの再交付に係る手数料を定める。  (1) 通知カード 1枚 500円  (2) 個人番号カード 1枚 800円</p> <p>2 住民基本台帳カードの交付に係る手数料を廃止する。</p> <p>(施行日)  1 (1) 平成27年10月5日  1 (2) 及び2 平成28年1月1日</p>
議 案 番 号	第 6 9 号議案
議 案 名	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 個人番号の利用について定めるもの  (1) 次の事務を独自利用事務として規定する。  ア 安城市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務  イ 安城市就学援助条例による就学援助費の支給に関する事務  ウ 安城市特別支援教育就学奨励費支給条例による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務  (2) 次の事務を処理するために必要な限度で、同一機関が保有する特定個人情報を利用することができる。  ア 安城市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務  イ その他行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の第2欄に掲げる事務</p> <p>2 特定個人情報の提供について定めるもの  次の事務を処理するために必要な限度で、他の機関が保有する特定個人情報の提供を求めることができる。  ア 安城市就学援助条例による就学援助費の支給に関する事務  イ 安城市特別支援教育就学奨励費支給条例による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務</p> <p>(施行日)  平成28年1月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 7 0 号議案
議 案 名	個人番号の利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
摘 要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの</p> <p>次に掲げる条例に規定する事務のうち、個人番号を利用する事務に係る申請書等に記載すべき事項に個人番号等を加える。</p> <p>(1) 安城市税条例  (2) 安城市障害者総合支援条例  (3) 安城市国民健康保険税条例  (4) 安城市介護保険条例</p> <p>(施行日)  平成 2 8 年 1 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 7 1 号議案
議 案 名	安城市就学援助条例の制定について
摘 要	<p>経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童等の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務において、個人番号の利用をするもの</p> <p>1 就学援助の対象となる者  (1) 生活保護法に規定する要保護者  (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者</p> <p>2 援助費目  (1) 学用品費等  (2) 通学費  (3) 修学旅行費  (4) 新入学児童生徒学用品費等  (5) 学校給食費</p> <p>(施行日)  平成 2 8 年 1 月 1 日</p>

内 容													
議 案 番 号	第 7 2 号議案												
議 案 名	安城市特別支援教育就学奨励費支給条例の制定について												
摘 要	<p>安城市立小学校及び中学校の特別支援学級等に就学する児童等の保護者に対して行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務において、個人番号の利用をするもの</p> <p>1 受給資格者 安城市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する児童等の保護者 ア 特別支援学級に在籍すること。 イ 通常学級に在籍し、かつ、学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に定める障害の程度に該当すると教育委員会が認めること。</p> <p>2 支給費目 (1) 学用品費等 (2) 校外活動費 (3) 通学費 (4) 修学旅行費 (5) 新入学児童生徒学用品費等 (6) 学校給食費</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 1 月 1 日</p>												
議 案 番 号	第 7 3 号議案												
議 案 名	工事請負契約の締結について												
摘 要	<p>コミュニティ住宅建設主体工事</p> <p>場 所 安城市花ノ木町地内</p> <p>概 要</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 内容</td> <td>鉄筋コンクリート造 5 階建住宅 1 棟</td> <td>2 DK</td> <td>1 1 戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 DK</td> <td>4 戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>1 5 戸</td> </tr> </table> <p>(2) 面積 9 4 5 . 7 4 m<sup>2</sup></p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成 2 8 年 8 月 2 6 日</p> <p>※開札の日 平成 2 7 年 8 月 7 日 (金)</p>	(1) 内容	鉄筋コンクリート造 5 階建住宅 1 棟	2 DK	1 1 戸			3 DK	4 戸			計	1 5 戸
(1) 内容	鉄筋コンクリート造 5 階建住宅 1 棟	2 DK	1 1 戸										
		3 DK	4 戸										
		計	1 5 戸										

内 容																															
議 案 番 号	第 7 4 号議案																														
議 案 名	平成 2 7 年度安城市一般会計補正予算 (第 2 号) について																														
摘 要	資料別添																														
議 案 番 号	第 7 5 号議案																														
議 案 名	平成 2 6 年度安城市水道事業剰余金の処分について																														
摘 要	<table border="0"> <tr> <td>1 未処分利益剰余金</td> <td></td> <td>5,137,877,656 円</td> </tr> <tr> <td>(1) 処分額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ア 減債積立金</td> <td>100,000,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    イ 建設改良積立金</td> <td>400,000,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    ウ 組入資本金</td> <td>4,199,468,438 円</td> <td>4,699,468,438 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 繰越利益剰余金</td> <td></td> <td>438,409,218 円</td> </tr> <tr> <td>2 資本剰余金</td> <td></td> <td>1,365,221,340 円</td> </tr> <tr> <td>(1) 処分額</td> <td>1,318,918,100 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    組入資本金</td> <td>1,318,918,100 円</td> <td>1,318,918,100 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 処分後残高</td> <td></td> <td>46,303,240 円</td> </tr> </table>	1 未処分利益剰余金		5,137,877,656 円	(1) 処分額			ア 減債積立金	100,000,000 円		イ 建設改良積立金	400,000,000 円		ウ 組入資本金	4,199,468,438 円	4,699,468,438 円	(2) 繰越利益剰余金		438,409,218 円	2 資本剰余金		1,365,221,340 円	(1) 処分額	1,318,918,100 円		組入資本金	1,318,918,100 円	1,318,918,100 円	(2) 処分後残高		46,303,240 円
	1 未処分利益剰余金		5,137,877,656 円																												
(1) 処分額																															
ア 減債積立金	100,000,000 円																														
イ 建設改良積立金	400,000,000 円																														
ウ 組入資本金	4,199,468,438 円	4,699,468,438 円																													
(2) 繰越利益剰余金		438,409,218 円																													
2 資本剰余金		1,365,221,340 円																													
(1) 処分額	1,318,918,100 円																														
組入資本金	1,318,918,100 円	1,318,918,100 円																													
(2) 処分後残高		46,303,240 円																													

内 容	
議 案 番 号	報告第 1 2 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>施設管理に係る事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 平成 2 7 年 2 月 1 1 日 発生 の 事故</p> <p>(1) 損害賠償額 7 6 , 5 8 3 円</p> <p>(2) 事 故 内 容</p> <p>ア 発生時刻 午後 6 時 3 0 分 ごろ</p> <p>イ 発生場所 安城市新田町地内</p> <p>ウ 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 左の後輪の損傷</p> <p>(4) 過 失 割 合 安城市 7 0 パーセント 相手方 3 0 パーセント</p> <p>(5) 専決年月日 平成 2 7 年 6 月 2 9 日</p> <p>2 平成 2 7 年 6 月 1 7 日 発生 の 事故</p> <p>(1) 損害賠償額 3 , 3 2 0 円</p> <p>(2) 事 故 内 容</p> <p>ア 発生時刻 午前 1 0 時 ごろ</p> <p>イ 発生場所 安城市緑町地内</p> <p>ウ 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方自転車が、横断溝の蓋と蓋との隙間にはまったもの</p> <p>(3) 相手方の損害の程度 前輪及び後輪の損傷</p> <p>(4) 過失割合 安城市 1 0 0 % 相手方 0 %</p> <p>(5) 専決年月日 平成 2 7 年 7 月 3 日</p>
	議 案 番 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 3 8 9 , 8 8 0 円</p> <p>2 事 故 内 容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 7 年 4 月 3 日 午後 1 0 時 ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市根崎町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、安城市消防団根崎分団の消防自動車信号のない交差点を左折しようとしたところ、相手方宅の塀に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 塀の損傷</p> <p>4 過 失 割 合 安城市 1 0 0 % 相手方 0 %</p> <p>5 専決年月日 平成 2 7 年 7 月 1 3 日</p>
	議 案 番 号
議 案 名	専決処分について



内 容																	
議 案 番 号	報告第 1 4 号																
議 案 名	継続費の精算について（一般会計）																
摘 要	<p>平成 2 5 年度～平成 2 6 年度に係る継続費の精算報告</p> <p style="text-align: right;">単位 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分（ 款 ・ 項 ） 事 業 名</th> <th>計 画 （ 年 割 額 ）</th> <th>実 績 （ 支 出 済 額 ）</th> <th>比 較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 衛生費 10 環境費</td> <td>㊸ 218,700,000</td> <td>218,700,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ごみ焼却施設管理事業</td> <td>㊹ 237,630,000</td> <td>237,630,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 456,330,000</td> <td>456,330,000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分（ 款 ・ 項 ） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 （ 支 出 済 額 ）	比 較	20 衛生費 10 環境費	㊸ 218,700,000	218,700,000	0	ごみ焼却施設管理事業	㊹ 237,630,000	237,630,000	0		計 456,330,000	456,330,000	0
	区 分（ 款 ・ 項 ） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 （ 支 出 済 額 ）	比 較													
20 衛生費 10 環境費	㊸ 218,700,000	218,700,000	0														
ごみ焼却施設管理事業	㊹ 237,630,000	237,630,000	0														
	計 456,330,000	456,330,000	0														
議 案 番 号	同意第 6 号																
議 案 名	教育委員会委員の任命について																
摘 要	<p>委員 船尾恭代の任期満了（平成 2 7 年 9 月 3 0 日）に伴う後任の任命</p> <p>教育委員会委員  任期 4 年  定数 5 人  要件 本市の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの</p>																